

檜原村太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、檜原村内において実施される太陽光発電事業について、設置者が検討又は配慮すべき事項として、住民への周知、災害の防止、良好な景観の形成、自然環境及び生活環境の保全並びに発電施設の適正管理、発電設備の撤去等に係る配慮事項を示すとともに、関連する法令等の把握と遵守に努めることにより、地域の環境及び住民意識と調和した適正な事業の実施を誘導する事を目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、用いる用語の意義は次に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電事業（以下「発電事業」という。） 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生エネルギー源とする設備を利用し発電を行う事業で、出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。
- (2) 発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその附属設備を言う。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築物（一般住宅や公共施設など）に該当するもの。
 - イ 設置者の事業所等に併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さいほうの値をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業用に供する土地の区域をいう。
- (5) 事業者 太陽光発電施設を設置（増設及び改修を含む。）する者及び太陽光発電設備の設置を目的とする土地の造成を行う者並びに発電事業を行うものをいう。
- (6) 土地の所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (7) 近隣住民等 太陽光発電施設の設置が計画される区域に隣接する土地又は家屋の所有者及び居住者並びに事業区域が存する自治会等の代表者など、発電事業の実施に伴い、生活環境及び災害等による一定の影響を受けると認められる者をいう。

（発電事業の実施に係る近隣住民等への説明・届出等）

第3条 事業者は、発電事業を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる書類を村長に提出するものとする。また、その計画の概要が明らかとなった時点で近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業の内容を周知するものとする。この場合におい

て、近隣住民等から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。近隣住民等から要請があった場合は、協定書等を結ぶこと。更に、発電事業が譲渡及び継承された場合も、その協定書等は継承されるものとする。

(1) 事業者は、説明会等を実施した時は、「檜原村太陽光発電事業説明会等実施報告書」(様式第1号)に協定書等を添付し村長に提出するものとする。

(2) 事業者は、発電事業の工事に着手する日の30日前までに以下の書類を村長に提出するものとする。

ア 「檜原村太陽光発電事業実施届出書」(以下「届出書」という。)(様式第2号) 事業区域の位置図等

イ 土地所有者等の承諾書(様式第3号)

ウ 他法令で承認された申請書及び許可の書類の写し

(3) 前項の届出を行った事業者は、届出の事業の内容を変更、又は事業を廃止、事業(地位)継承しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに「檜原村太陽光発電事業変更(廃止)届出書」(様式第4号)を村長に提出するものとする。なお、この場合についても、近隣住民等に対して変更等の内容を周知するものとする。

(4) 事業者は、工事が完了したときは、工事完了後30日以内に「檜原村太陽光発電事業工事完了届出書」(様式第5号)を村長へ提出するものとする。

(設置を避けるべき区域)

第4条 次に掲げる区域は、該当する法令等により発電施設の設置が規制されている場合があるので、十分に注意すること。また、法令等により規制がない場合であっても、発電施設の設置を避けるか、設置する場合は十分な対策をとるものとする。

根拠法令等	区域の名称等	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	不法投棄による廃棄物が残置されている場所	発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正に処理することが相当困難となるため。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	鳥獣保護区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されているため。
自然公園法(昭和32年法律第161号)	国立公園内	優れた美しい自然の風景地は、その環境に即して生きている様々な野生生物や、その土地の風土などがあいまってつくられてきたかけがえのないものであるため。

砂防法(明治 30 年法律第 29 号)	砂防区内	土砂の崩落等が発生した場合に、砂防施設に影響が起こる可能性があるため。
地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止地区内	土砂の崩落等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあるため。
河川法(昭和 39 年法律第 167 号)	河川区域、河川保安区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがあるため。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域の住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。
急傾斜地の崩落による災害防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあるため。
文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられているため。
東京都文化財保護条例(昭和 51 年条例第 25 号)	都指定有形文化財、都指定有形民俗文化財、都指定史跡旧跡天然記念物の周辺の区域	復元が不可能な都民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられているため。
檜原村文化財保護条例(昭和 46 年条例第 12 号)	村指定旧跡、村指定記念物(名木)、の周辺の区域	復元が不可能な村民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられているため。
檜原村森林整備計画(令和 3 年 4 月 1 日樹立)	水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林	森林の持つ多面性からそれぞれの目的に合った森林として整備することとしているため。

(配慮すべき事項)

第 5 条 事業者は、次に掲げる事項に関して十分な配慮を行い、発電事業の適正実施に努めるものとする。

(1) 土地の所有者等の責務に関する事項

ア 事業者は事業計画時点で土地所有者等から事業に関する承諾を書面できとり、土地所有者等も、事業区域の適正管理を行うこと。

イ 事業者が不明になった場合等、その組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わって必要な措置を講じること。

(2) 住民への周知等に関する事項

ア 工事や発電事業の概要、設置者の連絡先等を記した周知看板を工事に着手する前から工事完了の日まで、敷地内の見やすい場所に設置すること。

イ 事業計画の初期段階で隣接住民等に対して回覧や戸別通知等により、事業計画や施工工法等、事業内容を周知するとともに説明会等を開催し、発電事業に対する意見の把握に努めること。

ウ 発電事業に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって速やかに対応すること。

(3) 計画・工事に関する事項

①災害の防止

ア 土地の形質変更は、必要最小限にとどめること。

イ 河川・水路等の管理者と協議し、河川等に通じる雨水、排水路を確保するか、雨水を敷地内で処理できる対策（調整池、地下浸透施設等の設置）をとること。

ウ 土砂の流出を防止する対策（溝、土留め等の設置）をとること。

エ 急傾斜地への設置は、災害防止の観点から避けること。

②自然環境の保全

ア 立木の伐採は、自然環境に配慮し必要最低限度にとどめ、既存樹林を活かすようにすること。

イ 希少動植物の保護や野生動物の営巣地点ほか、生態系の維持に配慮した設備の設置・工事の実施等に心掛けること。

③街並み、自然景観、史跡及び文化財等の景観への配慮

ア 建造物の最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。

イ 発電設備の色彩は、黒色又は濃紺、若しくは周囲の景観と調和する低明度、かつ、低彩度のものを使用すること。

ウ 太陽光パネルは、低反射で目地や模様が目立たないようなものを使用し、使用する色数を少なくするよう努めること。

エ 隣地境界の立木は極力残し、伐採する場合は隣地境界周辺に植栽を行い、発電施設を外部から見えにくくすること。

オ 尾根の線上への発電設備の設置はさけること。

④生活環境への対策

ア 住宅に近接する場所に発電施設を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱や光の反射等に配慮し、敷地境界から発電施設を後退させ、植栽を設けて遮へいするなどの対策をとること。

イ 道路に接する場所に発電施設を設置する場合は、見通しの妨げにならないようにすること。

ウ 周辺環境への影響を考慮し、除草剤、殺虫剤及びその他の薬品は、原則使用しないように努めること。やむを得ず使用する場合は、薬剤等が隣接地に飛散しないよう確実な措置をとること。

エ 工事の際は、重機の使用、大型車等の通行等に伴う砂・ほこり等の飛散、大気汚染、水質汚濁及び騒音の防止について対策をとること。

オ 事故等が発生し、公衆に危害を及ぼした場合は、速やかにその原因を調査し、再発防止の措置を講ずること。

(4) 発電期間中に関する事項

① 安全確保対策

ア 発電施設の敷地内に関係者以外のものが容易に立ち入ることが無いよう、フェンスの設置等安全対策をとること。

イ 火災や土砂流出等の災害が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合等、事業者と連絡が取れるよう、発電事業の名称、事業場所の所在地、発電出力、事業者の名称及び連絡先、その他の必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。

ウ 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう緊急対応マニュアル等を作成すること。

エ 通学路等の周辺に発電施設を設置する場合は、特に児童等の安全確保に十分配慮した対策をとること。

② 保守点検

ア 発電施設の敷地内は、定期的に除草や清掃を行うこと。

イ 発電施設の設置により周辺環境への影響が認められた場合（発電施設からの騒音、振動、パネルの反射光等）は、速やかに改善措置を講ずること。

ウ 『太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10キロワット以上の一般電気工作物】』（一般社団法人日本電気工業会及び一般社団法人太陽光発電協会作成）を遵守した保守点検を実施すること。なお保守点検結果は、近隣住民等の求めに応じて提出すること。

③ 非常時の対応

ア 災害その他の事由により発電施設が破損した場合、事業者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去を行うこと。

イ 豪雨の発生や台風の接近等に際しては、事業区域から土砂等の流出が発生していないか現地確認に努め、土砂等が流出した場合は速やかに撤去すること。

(5) 発電設備の撤去・処分に関する事項

ア 発電設備を廃止する場合は、その場所に放置することなく速やかに撤去し、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）』等の関係法令や『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省作成）』に基づき適切な処分を行うこと。

イ 発電設備を撤去した場合は、その跡地について、そのまま放置せずに適切な措置を講ずること。

ウ 事業計画の策定段階から発電設備の撤去・処分方法についても検討し、計画に位置付けること。

(法令及びガイドラインの遵守に関すること)

第6条 発電事業の実施に際しては、関係法令及び本ガイドラインを遵守し、法令等に該当する場合は、当該事業区域及び発電設備の規模にかかわらず、関係行政機関と事前に協議を行い、必要な手続を行うものとする。

(補足)

第7条 このガイドラインの施行に関して、必要な事項は村長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

附 則

(適用期日)

1 このガイドラインは、令和4年4月1日から施行し、同日以後に工事に着手する発電事業から適用する。

(適用区分)

2 このガイドラインの施行の日から30日を経過する日までに工事に着手する発電事業については、第3の(2)の規定に関し、「30日前までに」を「速やかに」と読み替える。

3 このガイドラインの施行の日において、現に工事に着手している発電事業については、「第4 設置をさけるべき区域」及び「第5 配慮すべき事項」の遵守に努めるものとする。